

分娩前に新型コロナウイルス検査を希望される妊婦の皆様へ

## 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査 助成事業のご案内（令和3年度）

北海道では、新型コロナウイルスの感染に不安を抱える妊婦の方々が、ウイルス検査を受けることで安心して分娩できるよう、検査費用の一部を助成しています。

感染を疑う症状等はないけれどもつ状態にあるなど不安を抱える妊婦の方、もしくは基礎疾患を有する妊婦の方（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する方）がかりつけ産婦人科医と相談し、希望して検査を受ける場合に助成が受けられます。

※ 感染を疑う症状等が無い場合のウイルス検査は、その必要性が低いため、症状等の無い妊婦に対して広く検査を勧めてはいません。本事業は、感染に不安のある妊婦が、感染の有無を知ることとで、安心して分娩に臨んでもらうためのものです。

□ 対象者：・ 感染を疑う症状等はないけれどもつ状態にあるなど不安を抱える妊婦の方、もしくは基礎疾患を有する妊婦の方（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する方）で、本人が検査を希望し、かかりつけ産婦人科医と相談の上、裏面に記載されている内容を理解し了承している方。

※ かかりつけ産婦人科医で検査を行っていない場合には、道の相談窓口において、担当医師から説明を行い、検査について了承していることを確認します。

- ・ 検査時に道内に住民票がある妊婦（札幌市、旭川市、函館市、小樽市を除く。）
- ・ 他の都府県や市から、同様の助成を受けていない方。

□ 検査時期：分娩の概ね2週間前（但し、早産リスク等に応じて検査の時期が異なります。）

□ 対象期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施した検査

□ 助成内容：妊婦1人1回の検査に限り、2万円を上限として助成

□ 申請方法：検査費用は病院窓口で一旦、御自身で全額お支払いいただき、その後、申請書に検査領収書の写しなどを添えて、下段に記載の提出先まで郵送等により提出してください。

□ 申請書：検査を実施している産科医療機関に備えていない場合は、下段の連絡先にお電話ください。道から関係書類を郵送いたします。

※ その他、必要な添付書類は申請書の裏面に記載してあります。

□ 申請期間：申請は検査実施後60日以内となっておりますが、最終申請日が令和4年3月31日必着となっておりますので、令和4年3月に検査を受けられる方は、支払いの都合上、事前に連絡くださるようお願いいたします。

□ 提出・お問い合わせ先

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話:011-206-6343 FAX:011-232-4240 Mail:[hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp)

現時点では、この検査を実施している医療機関は限られており、通われているかかりつけ産科医療機関で検査を実施していない場合があります。

そのような場合で、検査を希望する場合は、上記に御連絡ください。

この検査は、妊婦の方の希望により行う検査です。

下記の内容を必ずお読みになってから、かかりつけの産婦人科医にご相談の上、検査をお申し込み下さい。

### 【分娩前ウイルス検査について】

- ◇検査は、妊婦の方本人が希望する場合に任意で行われるものです。
  - ※発熱等の症状があるなど新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合等で、かかりつけ産婦人科医等が検査が必要と判断した場合は、感染症法に基づいた検査を行います。
- ◇助成金を受けられる回数は、妊婦お一人につき1回限りです。
- ◇検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性となること（偽陽性）があります。
- ◇検査結果については、検査を受けた医療機関から妊婦の方に説明があります。
- ◇助成の対象となる検査は、次のとおりです。
  - 鼻咽頭スワブ検体または唾液を用いたPCR検査（LAMP検査を含む）
  - 鼻咽頭スワブ検体または唾液を用いた抗原定量検査
- ※簡易キットによる抗原検査は助成の対象となりません。

### 【検査結果が陽性となった場合の対応について】

- ◇感染症法に基づき、検査を行った医療機関が保健所に届出を行います。その後、保健所から妊婦の方に連絡が入ります。
- ◇症状の有無に関わらず、入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性があります。
- ◇症状の有無に関わらず、入院・分娩先が必ずしも分娩を予定している医療機関とならない場合があります。また、分娩方法等が変更（帝王切開や計画分娩等）される可能性があります。
- ◇症状の有無に関わらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会及び分娩時の立ち会いが制限される場合があります。また、分娩後の一定期間、母子分離（お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れることができない、授乳することができない）となる可能性があります。
- ◇希望により、退院後において道が提供する、保健師等による支援を受けることができます。